

**青梅市
子ども・子育て支援事業計画
別冊
(放課後子ども総合プラン
青梅市行動計画編)**

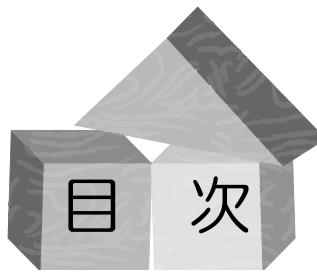
平成27年3月

青梅市

平成26年12月に策定した、「青梅市子ども・子育て支援事業計画」において、「第2部 子ども・子育て支援のための事業、第1章 子ども子育て支援施策の展開、10通所系事業、(6) 学童保育事業」を展開するにあたり、平成27年度は放課後子ども総合プランを進めるとともに、平成28年度から平成31年度までには放課後子ども総合プランの取り組みを強化するとした。

また、その事業展開を計画的に行うため、本編の83ページ、「同（7）放課後子ども総合プラン」において、今後国が示す次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針にもとづき、行動計画を策定することとした。

今般、平成26年11月28日にその行動計画策定指針が国から示されたため、本別冊は、「青梅市子ども子育て支援事業計画の放課後子ども総合プラン青梅市行動計画編」として策定したものである。



1 放課後子ども総合プランの趣旨、目的	1
2 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の状況	
(1) 放課後児童クラブの状況	1
(2) 放課後子供教室の状況	3
3 具体の方策、目標等	
(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	4
(2) 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	4
(3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画	5
(4) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策	5
(5) 小学校余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	5
(6) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	6
(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組等	6
4 体制と役割等	7

1 放課後子ども総合プランの趣旨、目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）および地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進めます。

2 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の状況

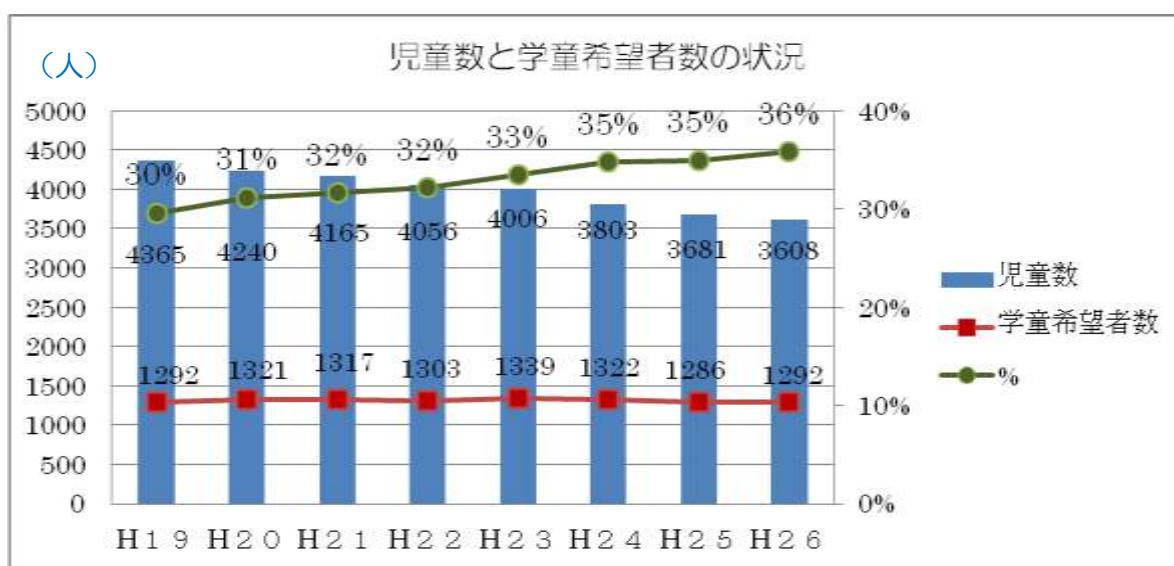
(1) 放課後児童クラブの状況

ア 児童数と学童希望者数

現在、東小学校（児童自立支援施設）を除く市内 16 小学校全てにおいて、学童保育事業を実施しています。

下図からもわかるとおり、平成 19 年度と平成 26 年度を比較すると、市内の小学校（1～3年）の児童数は、17%減少しています。一方、対象児童に対する学童保育所入所希望割合は、平成 19 年度 30%から平成 26 年度には 36%と、学童保育の利用希望は児童数の減少とは反比例して 6 ポイント上昇しています。

この上昇は、保護者の就労によるものだけでなく、児童が安全・安心に放課後を過ごせる居場所の必要性が増加してきていることを示しています。なお、来年度全学年を対象として事業を行った場合、低学年の優先的な入所の規定および現在年間を通して待機児童が出ていない学童保育所が少ないとことなどから、高学年児童の多くが待機児童となると想定されます。

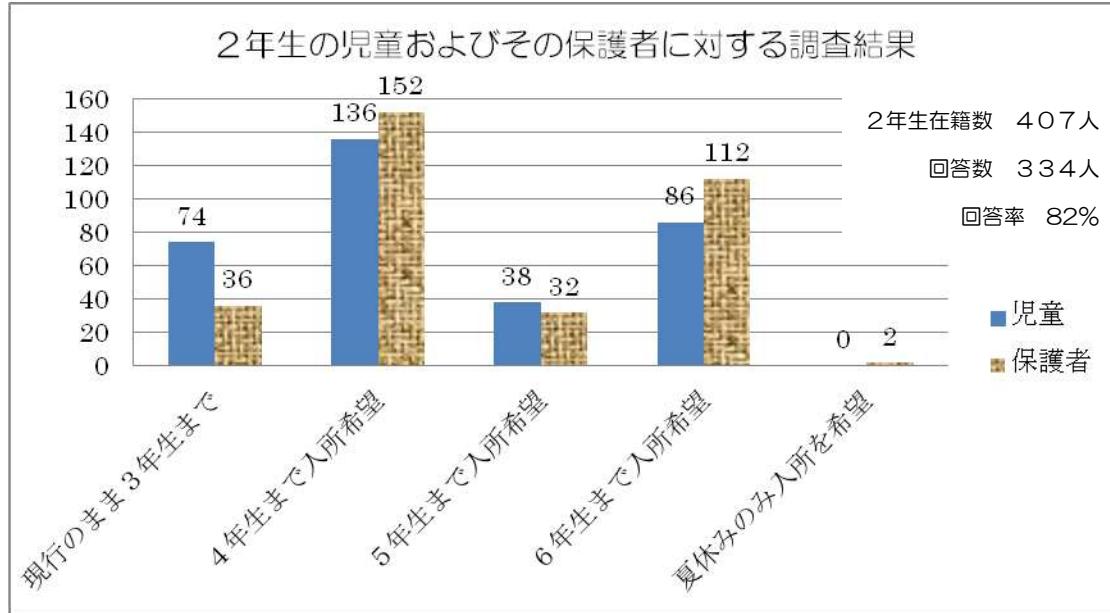


イ 高学年学童の利用希望調査の結果

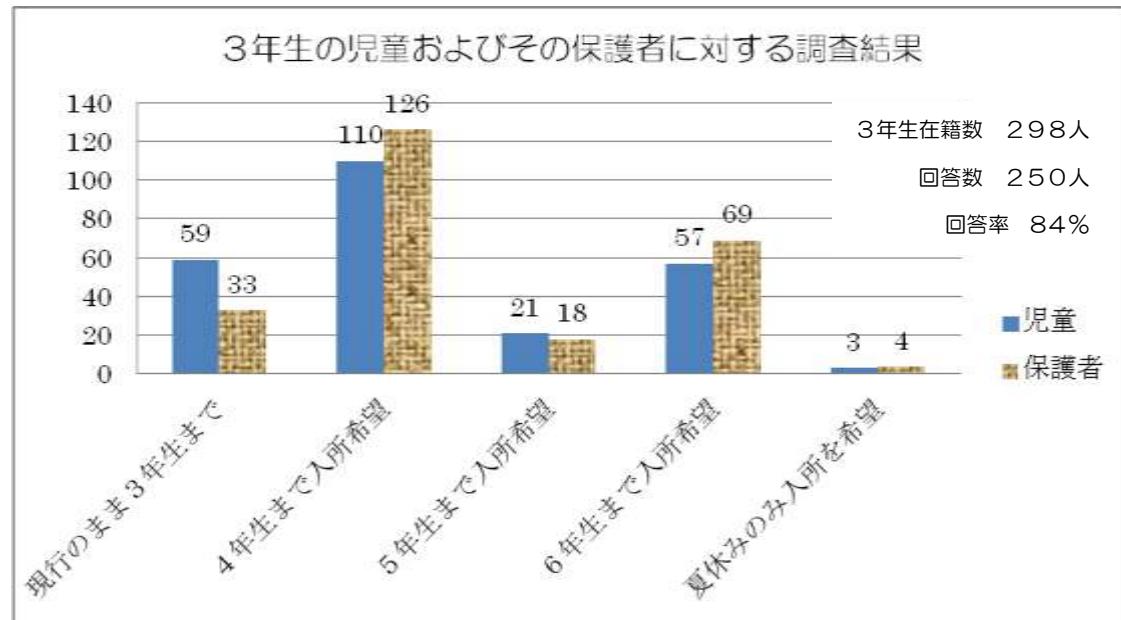
平成26年に、現学童保育所を利用している2年生、3年生の児童とその保護者に
対し、今後高学年になった場合における、学童保育所の利用希望を調査しました。

「受け入れる学年が引き上げられた場合、何年生まで入所を希望しますか。」の質問
に対し、結果は次のとおりです。

(単位：人)



(単位：人)



両学年とも、保護者による、学童保育所の利用希望が比較的多いことが分かります。
また、6年生まで利用を希望する児童と保護者も多くなっています。

(2) 放課後子供教室の状況

- ア 平成26年度現在、9校の小学校で実施しています。
- 平成19年度から実施した小学校
 - ・青梅市立霞台小学校（水曜日：午後3時～5時）
 - 平成21年度から実施した小学校
 - ・青梅市立第五小学校（月曜日、金曜日：午後2時30分～5時、
水曜日：午後1時30分～5時）
 - ・青梅市立友田小学校（水曜日：午後2時45分～5時）
 - 平成22年度から実施した小学校
 - ・青梅市立第七小学校（水曜日：午後1時45分～5時、
金曜日：午後2時30分～5時）
 - 平成24年度から実施した小学校
 - ・青梅市立第四小学校（金曜日：午後1時30分～5時）
 - ・青梅市立第六小学校（火曜日：午後2時30分～5時）
 - 平成25年度から実施した小学校
 - ・青梅市立第三小学校（水曜日：午後3時～5時）
 - ・青梅市立河辺小学校（水曜日：午後2時15分～5時）
 - 平成26年度から実施した小学校
 - ・青梅市立第二小学校（水曜日：午後1時30分～4時45分）

※学校行事、冬期間などの理由により、開催時間は変更となる場合があります。

イ 平成26年度の放課後子供教室の平均利用者は下表のとおりとなっています。また、平成26年度の放課後子供教室の平均利用者に、放課後児童クラブの利用人数を加えた、一体型または連携型の利用予想人数は右表のとおりで、特に第二小、第三小など多人数になるところの実施方法が課題といえます。

● 放課後子供教室の平均利用者

（平成26年11月現在）

第一小	—	河辺小	56人
第二小	115人	新町小	—
第三小	52人	霞台小	50人
第四小	71人	友田小	54人
第五小	46人	今井小	—
第六小	32人	若草小	—
第七小	58人	藤橋小	—
成木小	—	吹上小	—
合計		534人	

● 一体型または連携型の利用予想人数

（平成27年度）

第一小	—	河辺小	141人
第二小	231人	新町小	—
第三小	182人	霞台小	139人
第四小	130人	友田小	99人
第五小	128人	今井小	—
第六小	58人	若草小	—
第七小	82人	藤橋小	—
成木小	—	吹上小	—
合計			1190人

3 具体の方策、目標等

(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、すでに東小学校（児童自立支援施設）を除くすべての小学校区で実施されています。

平成31年度までに達成されるべき目標事業量は下表のとおりです。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者推計総数	1,312	2,005	2,312	2,233	2,132	2,034
確保提供総数	1,374	1,390	1,390	1,695	1,695	1,695
学童保育所数	16	16	16	16	16	16
クラブ数	28	28	28	28	28	28

既存施設の利用および拠点方式による受け入れにより、待機児童の解消に努めます。

(2) 一体型または連携型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

現在、小学校の教室を利用している、または、小学校に隣接している施設で放課後児童クラブを実施している学童保育所は、16学童保育所のうち14学童保育所（クラブ数では28クラブのうち26クラブ）となっています。このため、小学校の教室を利用して学童保育所を実施している学校（隣接している施設での学童保育所を含む）を一体型、学校の教室以外で学童保育所を実施している学校を連携型として進めていきます。

本計画初年度の平成27年度は、現在放課後子供教室を実施している全学校において、月1回程度の一体型および連携型を実施し、その結果を十分検証します。その結果を受け、28年度以降は、週1回程度の一体型および連携型を実施していきます。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
一体型	0	8	9	10	11	12
連携型	0	2	2	2	2	2
開設割合	0%	62.5%	68.8%	75.0%	81.3%	87.5%

(3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

開設を希望する学校・地域を調査把握し、各年度、新たに1か所以上の整備を進めていきます。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
学校数	16	16	16	16	16	16
実施校	9	10	11	12	13	14
開設割合	56.3%	62.5%	68.8%	75.0%	81.3%	87.5%

(4) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ア 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子供教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、学校区ごとに、学校関係者も含め毎月1回程度の検討会を開催することとします。

その際、放課後子供教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、放課後児童クラブの指導員が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。また、プログラムや人員配置については、児童の安全面に十分配慮します。

イ 連携型の場合の共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に各学童保育所に移動することになるため、地域住民等の協力を得ながら児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

(ア) 第二学童保育所（千ヶ瀬学童クラブ）

第二小学校から千ヶ瀬学童クラブまでは約920mあり、車の通行量も比較的多い状況にあります。このため、学童クラブへの移動は、児童の安全に配慮し、放課後児童クラブの指導員に加え、必要に応じ、送迎スタッフの応援を検討します。

(イ) 第四学童保育所

第四小学校とは隣接していませんが、距離も比較的短く、交通量も少ないところから、放課後児童クラブの指導員で誘導することとし、必要に応じ対応を検討します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

ア 現在、放課後児童クラブの実施校16校のうち、12校が小学校の教室を利用しています。また、少人数学級を進めていくことや特別支援学級の新設予定など、今後、放課後児童クラブおよび放課後子供教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、放課後子供教室の実施にあたっては、専用教室の確保が困難な学校では、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

● 各小学校における放課後児童クラブおよび放課後子供教室専用教室の有無
 ◎専用教室で実施 ○専用教室無で実施 －未実施

	放課後児童 クラブ	放課後子供 教室		放課後児童 クラブ	放課後子供 教室
第一小	◎	－	河辺小	◎	○
第二小	○	○	新町小	○	－
第三小	◎	○	霞台小	◎	◎
第四小	○	○	友田小	◎	○
第五小	◎	◎	今井小	◎	－
第六小	◎	○	若草小	◎	－
第七小	◎	◎	藤橋小	◎	－
成木小	○	－	吹上小	◎	－
			合計	12	3

- イ 放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、放課後子ども総合プランの実施に当たっては、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。
- ウ 放課後児童クラブにおける余裕教室の利用にあたっては、「余裕教室を利用した学童保育事業の整備に関する年度協定書」を市長と教育委員会との間で締結し、その利用の円滑化を図ります。

- (6) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策
- ア 放課後児童クラブの実施主体事務局である子ども家庭部子育て推進課および放課後子供教室の実施主体事務局である教育部社会教育課と定期的な事務局打合わせの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。
 - イ 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施にあたり、事故等があった場合は、それぞれの実施主体の責任とします。
 - ウ 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議、検討をしていきます。

- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等
- 現在、すべての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。本計画期間である平成31年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を行っていきます。

4 体制と役割等

福祉部局と教育委員会との具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者的人材確保方策、広報活動方策、事業の検証・評価を行う「運営委員会」を設置します。

なお、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」にもとづく総合教育会議において、教育委員会と総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施の促進を図り、総合的な放課後対策について出された方針をもとに、運営委員会で具体的な対策を検討していくものとします。また、民間企業が実施主体として本事業に加えて高付加価値型のサービスを提供することも検討することとします。

青梅市子ども・子育て支援事業計画別冊
(放課後子ども総合プラン青梅市行動計画編)

発行日 平成27年3月

発行者 青梅市子ども家庭部、教育部

住 所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508